

## ○八王子市文化芸術振興評議会開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市の文化芸術の振興に関する計画(以下「計画」という。)の推進にあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、八王子市文化芸術振興評議会(以下「評議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 評議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術の振興に関する計画の進捗状況を確認し、評価や見直しにより計画を着実に推進していくため、必要な事項
- (2) 市の文化芸術振興施策に関し、必要な事項
- (3) 指定管理者が施設を着実に運営していくために必要な事項
- (4) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 評議会は、次に掲げる者から市長が参加を依頼する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者 5人以内
- (3) 公募による市民 3人以内

(座長及び副座長)

第4条 評議会に、評議会を進行する座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、評議員の互選により選任する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(参加者の参加の期間)

第5条 参加者に参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年間とする。

(意見聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(評議会の開催期間)

第7条 評議会の開催期間は、平成37年度までとする。

(庶務)

第8条 評議会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。